

基本目標3**快適で利便性の高い持続可能な都市づくり**

節	大施策	掲載ページ
1 交通	1.道路	116
	2.交通対策	121
2 市街地の形成	1.市街地の形成	125
	2.市役所周辺整備	129
3 住環境の整備	1.住宅	132
	2.公園・緑地	137
	3.景観	141
	4.上・下水道	145
4 治水	1.河川・排水路	150

第1節：交通

1. 道路

現状と課題

- ・分散型である都市構造の一体性を確保していくために、都市計画道路のみでなく、それを補完する幹線道路網の構築が求められています。
- ・幹線道路の多くは、名古屋市と周辺各都市を結ぶ機能を有していることから通過交通が多く、朝夕を中心として発生する慢性的な交通渋滞の解消や緩和が求められています。
- ・幹線道路での交通渋滞が影響し、生活道路での交通渋滞や迂回交通の流入等が問題となっています。
- ・消防体制・救急体制の重要度は、平成20年度に実施した市民意識調査においても高く、緊急時や災害時における車輛の通行を市内全域で確保する必要があります。
- ・「歩道の整備」や「自転車や徒歩による道路の利便性」に対する市民ニーズが高く、歩行者・自転車利用者の安全や利便性の確保が求められています。
- ・高齢化が進む中、歩道等道路施設のバリアフリー化の推進により、安全・安心な道路環境の整備が求められています。
- ・集落地では、市道のうち道路幅員が4m未満の狭あい道路が多く存在しているため、その解消が求められています。

施策がめざす将来の姿

- 通過交通や市内移動といった目的に合わせた道路機能が分離され、効果的な道路網になっています。
- 自動車と歩行者、自転車利用者にとって安全で安心できる快適な道路環境になっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
自動車による道路の利便性に対する満足度 (%)	41.7 (平成20年度)	45	50
道路改良率 (%)	63.0	64	66

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 道路	(1) 幹線道路整備	①都市計画道路の整備
		②（仮称）名古屋瀬戸道路日進インターチェンジ・（都）日進中央線の整備促進
		③幹線道路の整備
		④補助幹線道路の整備
		⑤交通渋滞交差点の解消促進
	(2) 生活道路の整備	①狭あい道路の解消
		②歩行者の安全性の確保
	(3) 道路・橋梁の維持管理	①計画的な維持管理の推進
		②危険箇所の早期発見と早期維持補修
③交通安全施設の充実		
④道路工事の効率化		
⑤市民参加による道路美化の推進		

施策の主な内容

(1) 幹線道路整備

①都市計画道路の整備

恒常的な交通渋滞解消を図るため、（都）名古屋豊田線の未着手区間の早期整備を国・県に働きかけるとともに、（都）日進中央線、（都）名古屋瀬戸道路の整備促進に向けて用地取得への協力等、体制の強化に努めます。また、新規の都市計画道路決定をめざしている（仮称）野方三ツ池公園線、（仮称）赤池箕ノ手中央線については、早期整備に向けた都市計画決定等の手続を進めます。

②（仮称）名古屋瀬戸道路日進インターチェンジ・（都）日進中央線の整備促進

（都）名古屋瀬戸道路の日進ジャンクションから（仮称）日進インターチェンジを経て、（都）日進中央線の（都）瀬戸大府線までの区間の整備は、広域交通道路網整備と地域経済の活性化につながるため、国・県に対し事業の早期整備を促すとともに、協力体制の強化に努めます。

③幹線道路の整備

（都）小田赤池線、（都）赤池駅前線、市道黒笹三本木線、赤池南北線アクセス道路の整備を進め、移動時間の短縮と道路の利便性向上を進めます。

④補助幹線道路の整備

幹線道路を補完し、日常的な生活圏の連絡と地域間交流を促進する路線を適正に配置します。市道東名側道南線等の補助幹線道路の整備を進め、利便性の向上を図ります。

⑤交通渋滞交差点の解消促進

交通渋滞の解消を図るため、右折帯の整備や右折矢印信号機の設置、信号のサイクルを見直す等の交差点改良を国・県と連携して推進します。交通渋滞交差点を迂回し、バイパス化する新設道路の整備を検討します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
(都) 小田赤池線整備事業	道路建設課 区画整理課	県道名古屋岡崎線と国道153号バイパス線を結ぶ都市計画道路として整備する。
(都) 赤池駅前線整備事業	道路建設課 区画整理課	(都) 小田赤池線と県道名古屋豊田線を結ぶ都市計画道路として整備する。
(仮称) 赤池箕ノ手中央線整備事業	道路建設課 区画整理課	(都) 南山の手線と(都) 小田赤池線を結ぶ都市計画道路として整備する。
市道黒笹三本木線整備事業	道路建設課	東部地域の南北を結ぶ新たな幹線道路として整備する。
市道東名側道南線(阿良池工区)整備事業	道路建設課	歩行者等への交通安全対策として、道路を拡幅し、歩道を整備する。
(仮称) 野方三ツ池公園線整備事業	道路建設課 都市計画課	(都) 白山黒石線と(都) 名古屋豊田線を結ぶ都市計画道路として整備する。

3基本計画
基本目標3

(2) 生活道路の整備

①狭あい道路の解消

市道のうち道路幅員が4m未満の狭あい道路の拡幅を地域との連携を図りながら進めます。建築基準法第42条第2項に規定される道路^{※1}について、建築行為に伴う後退用地の確保を地域との連携を図りながら進めます。また、狭あい道路の集中している地区については、小規模区画整理事業や地区計画^{※2}、地区整備計画等による計画的な都市づくりの方法を検討します。

②歩行者の安全性の確保

歩行者が安全で快適に通行できるよう歩車道を分離し、バリアフリー化した歩道や児童生徒のための通学路整備を行います。また、交通事故多発箇所の交差点や歩道のない道路には、イメージハンプ^{※3}やカラー舗装を行い、併せて交通規制により歩行者の安全の確保を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
交通安全施設整備事業	道路建設課	カラー舗装、街路灯、カーブミラー、視線誘導標、ガードレール等の整備や交通規制、案内サインの設置等を行うことで歩行者・自転車・自動車が安全で安心して通行できるよう道路環境を整備する。
あんしん歩行エリア整備事業	道路建設課	あんしん歩行エリアを指定し、歩行者の安全を確保するために路肩等をカラー舗装し、整備する。
市道栄本郷線整備事業	道路建設課	南小学校及び日進中学校の通学路となっている市道栄本郷線の安全確保を図るために、歩道や安全施設の整備を進める。

(3) 道路・橋梁の維持管理

①計画的な維持管理の推進

道路施設の老朽化に対する計画を策定し維持管理を行います。また、橋梁については、橋梁長寿命化修繕計画を策定し維持管理を行います。

②危険箇所の早期発見と早期維持補修

道路構造物等の破損事故を防止するため、道路パトロールによる点検・管理を実施し、早期発見と早期維持補修を行います。

③交通安全施設の充実

カーブミラーやガードレール、カラー舗装等の効果的な交通事故対策と適正な維持管理を行い、交通事故の減少と安全性を確保します。

④道路工事の効率化

工事による渋滞の影響を減らすため、上・下水道工事等の工事時期やその区間について調整し、集中工事方式の導入によって、道路工事を効率的に行います。

⑤市民参加による道路美化の推進

道路等の美化、保全等のため、市民、市民団体及び事業者が里親となってボランティアで環境美化活動を行うアダプトプログラム^{※4}によって、地域ぐるみで街路樹等の美化活動を推進します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
道路維持事業	土木管理課	区長要望、道路巡回によって、早急に道路改修の必要な道路を整備する。
橋梁長寿命化修繕事業	土木管理課	老朽化する橋梁について、予防的な修繕及び架け替え計画を策定する。
交通安全施設維持事業	土木管理課	カラー舗装、街路灯・カーブミラー、視線誘導標、ガードレール等を維持補修する。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市都市マスタープラン（平成23年度～平成32年度）

◆ 用語の解説

- ※1 建築基準法第42条第2項に規定される道路：昭和39年時点で現に存在し、行政庁の管理に属する幅員1.8m以上4m未満の道のこと。
- ※2 地区計画：地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、建築物に関するきめ細やかなルールと、生活道路や小公園等の小規模な公共施設に関する計画を一体的に定める地区レベルの都市計画。
- ※3 イメージハンプ：道路の路面を舗装材や色彩の変化によってドライバーへの注意を促し、速度を低下させる機能のこと。
- ※4 アダプトプログラム：道路、河川等の美化、保全等のため、市民、市民団体及び事業者が里親となってボランティアで環境美化活動を行うこと。

第1節：交通

2. 交通対策

現状と課題

- ・くるりんばすは、平成11年の本格運行開始後、多様化する市民ニーズに応える形で改善を重ね、市民の生活交通手段として定着してきています。しかし、市民ニーズや市内の交通事情を取り巻く生活環境は日々変化しており、そうした変化に対応した更なる利便性の向上が求められています。
- ・近年では、環境に配慮したエコ・モビリティライフ^{*1}の推進が図られていることから自転車の利用が増加しており、自転車利用者が安全で安心して通行できる道路環境の整備が求められています。
- ・日常的な運動による生活習慣病対策等の健康に対する意識が高まっていることから、ウォーキング、ジョギング志向が高まっており、安全にかつ快適に歩行者が移動できる歩道の整備が求められています。
- ・本市は、南部に名鉄豊田線、北部には愛知高速交通東部丘陵線があり、これらの交通軸との接続が求められていることから、くるりんばすによる各駅への乗り入れを進めてきました。今後は、各駅における近隣市町のコミュニティバス^{*2}との連携強化や、市内を南北に移動するための交通軸の整備拡充が求められています。
- ・公共交通機関の利用促進を図るため、鉄道を利用する人向けの駐輪場等の施設整備が求められています。

施策がめざす将来の姿

- 民間路線バスとくるりんばす等の公共交通の役割分担がされ、交通網が充実しています。
- 交通渋滞が無く、安全・安心な道路網が整備され、移動しやすくなっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
くるりんばすの一日あたり利用者数(人)	1,371	1,500	1,600
電車・リニモの利便性に対する満足度(%)	20.7 (平成20年度)	23	25
くるりんばすの利便性に対する満足度(%)	26.6 (平成20年度)	29.1	31.6

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
2. 交通対策	(1) 鉄道の利用促進	①施設のバリアフリー化 ②駅前広場の整備拡充 ③駅前駐輪場の整備
	(2) バスの利便性向上による交通ネットワークの形成	①くるりんばすの路線充実 ②サービス向上によるくるりんばすの利用促進 ③くるりんばすと民間路線バスとの役割分担 ④バス基幹軸の整備
	(3) 歩行者・自転車ネットワークの形成	①歩行者・自転車ネットワークの構築 ②歩道・自転車道の整備
	(4) 広域的な交通対策の推進	①近隣市町のコミュニティバスとの連携の強化 ②愛知高速交通東部丘陵線の利用促進

施策の主な内容

(1) 鉄道の利用促進

①施設のバリアフリー化

地下鉄鶴舞線赤池駅については、平成21年に駅舎のバリアフリー化が完成し、今後、駅周辺の再整備と併せて駅前広場等の整備を進めます。名鉄豊田線日進駅については、平成11年に策定した「人にやさしい街づくり基本計画」に基づき一定の整備を実施しましたが、維持管理も含め、今後も改善場所の調査を進めます。名鉄豊田線米野木駅については、平成22年に策定した米野木駅周辺バリアフリー基本構想に基づき整備を進めます。

②駅前広場の整備拡充

ロータリー内にマイカー等が停留することなく、安全かつ円滑に通行できるよう、既存の駅前広場の活用や新たな施設整備の検討を進めます。

③駅前駐輪場の整備

利用者の増加に伴い、慢性的に施設内が混雑し、指定外のスペースにも自転車が置かれる場所も見受けられるため、利用実態調査等を踏まえ、有料化や施設拡充等の改善に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
駐輪場整備事業	生活安全課	サイクル・アンド・ライド ^{※3} を推進するため、駅前駐輪場の整備・拡充を図る。

(2) バスの利便性向上による交通ネットワークの形成

①くるりんばすの路線充実

平成21年からは、8系統の路線で一日11便（中央線20便）、延べ97便を運行しています。今後は、利用実態調査等を行い系統及び運行本数等、より適正化を図ることによって多くの市民が利用できるよう充実します。

②サービス向上によるくるりんばすの利用促進

平成21年からは、市民から要望の高かった双方向運行を一部の系統で実施し、また、始発・終発の時間を拡大して通勤・通学利用の促進も図りました。今後も、利用実態調査等を実施し、市民の利用促進を図ります。

③くるりんばすと民間路線バスとの役割分担

くるりんばすの更なる改善と充実を図るとともに、民間路線バスとの役割分担を明確にして、地域交通の充実に努めます。

④バス基幹軸の整備

地下鉄鶴舞線赤池駅から県道瀬戸大府線を経由し、愛知高速交通東部丘陵線の長久手古戦場駅までの運行しているくるりんばすの中央線を、市の交通の基幹軸として運行し、改善に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
くるりんばす運行事業	生活安全課	くるりんばすの運行を行う。また、地域公共交通会議を設置し、多くの市民のニーズや公共交通網の変化に対応する。

(3) 歩行者・自転車ネットワークの形成

①歩行者・自転車ネットワークの構築

天白川・岩崎川堤防道路や（都）日進中央線の未利用地を有効に活用した散策路及び自転車道の整備を行い、自然環境を生かした歩行者・自転車ネットワークを構築します。天白川・岩崎川からなる「水と緑の軸」や、これとつながる幹線道路の歩道空間を活用して、快適な移動空間を有する歩行者・自転車ネットワークの形成を図ります。また、これと連動しながら、「憩いの場」や「にぎわい創出の場」等の確保の検討を進めます。

②歩道・自転車道の整備

路面のカラー舗装化・色分け等によって、歩行者専用帯と自転車通行帯を分離し、歩行者・自転車利用者が安全で安心して通行できる道路環境の整備を推進します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
自転車走行環境整備事業	道路建設課	市道浅田野方線（国道153号バイパス線～野方橋）の（都）日進中央線の未利用地を活用し、自転車走行帯、歩行者専用帯を整備する。
南北歩行者・自転車幹線道路整備事業	道路建設課	市役所周辺地域整備計画に基づき、南北の歩行者・自転車走行環境の整備を行う。

（4）広域的な交通対策の推進

①近隣市町のコミュニティバスとの連携の強化

平成13年に、東郷町のコミュニティバス「じゅんかい君」が名鉄豊田線日進駅へ、平成17年に、くるりんばすが愛知高速交通東部丘陵線の長久手古戦場駅へ、平成20年には、じゅんかい君が名鉄豊田線米野木駅へ、相互の乗り入れが実現しており、今後も連携の強化に努めます。

②愛知高速交通東部丘陵線の利用促進

平成21年には、愛知高速交通東部丘陵線の長久手古戦場駅へのくるりんばすの乗り入れ系統を増やすとともに朝夕の運行時間を延長し、通勤・通学者の利便性向上を図りました。今後も更に利便性の向上、促進に努めます。

北新地区においては、長久手古戦場駅南に近接する地区を、駅の利便性と優位性を生かした「北のエントランス」拠点と位置づけ、計画的な土地利用を進めます。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市都市マスタープラン（平成23年度～平成32年度）
- 米野木駅周辺バリアフリー基本構想
- 人にやさしい街づくり基本計画（平成10年度～）
- 日進市緑の基本計画（平成23年度～平成32年度）

◆ 用語の解説

- ※1 エコ・モビリティライフ：クルマ（自家用車）と電車・バス等の公共交通、自転車、徒歩等を賢く使い分けて、環境にやさしい交通手段を利用するライフスタイルをいう。
- ※2 コミュニティバス：市町村が自主的に運行する一般乗合バス。
- ※3 サイクル・アンド・ライド：出発地からは自転車を利用し、途中で電車等により乗り換えて目的地まで移動する方式をいう。

第2節：市街地の形成

1. 市街地の形成

現状と課題

- ・本市の市街化区域内には、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い土地と、長期間に渡り利用されていない土地があります。これらの地区については、市街化編入時と社会的背景が変化してきていること等を踏まえ、地区計画^{※1}や地区街づくり計画^{※2}等の新たな発想によるまちづくりが必要です。
- ・本市の北部に位置する北新地区は、愛知高速交通東部丘陵線の長久手古戦場駅が近いこと等から土地利用の優位性の高まりが進んでいる地区であり、今後、土地利用についての計画的な検討が必要です。
- ・開発から年数が経過した住宅地では、人口の空洞化・高齢化が進みつつあるとともに、身近な商店の減少により、徒歩圏での日常生活維持が困難になる等の問題が生じており、こうした状況を解消するための施策が必要となっています。
- ・市内には道路幅員が4mに満たない狭あい道路が多く存在し、日常の利便性、防災的観点から対策が必要となっています。
- ・市内には、名古屋市営地下鉄及び名古屋鉄道の鉄道駅が3駅存在しており、地下鉄鶴舞線赤池駅は、通勤、通学等の利用が集中していることから、利便性の向上等によって魅力を高める一方、他の2駅の利用促進を図りつつ、他の交通手段との連携を行うことが求められています。
- ・また、名鉄豊田線日進駅は利便性の向上を図るため、交通結節点^{※3}としての機能強化や歩行空間の改善等が必要となっています。さらに、名鉄豊田線米野木駅は、土地区画整理事業に併せて駅周辺の整備が進められており、今後も良好な市街地を形成するための継続した取組が求められています。

施策がめざす将来の姿

- だれもが安全で安心・快適に生活できる都市環境になっています。
- 市街化区域と市街化調整区域でそれぞれ適切に土地利用がなされて、調和のとれたまちになっています。
- 「ベッドタウン」から、多様な世代が暮らし続けることができる「生活環境が豊かで充実したまち」へと再構築が進められています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
市街化区域内の低・未利用地面積割合 (%)	10.4	6.7	2.5
宅地の供給に対する満足度 (%)	16.7 (平成20年度)	20	25

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 市街地の形成	(1) 計画的な市街地整備・誘導	①市街化区域内の未利用地における土地区画整理事業等の推進 ②「北のエントランス」拠点の整備 ③民間住宅開発の適正誘導
	(2) 既成市街地の魅力の維持・向上	①住宅地の居住環境の維持・向上 ②地区街づくり計画の策定促進 ③狭あい道路の解消【P.116「道路」の再掲】
	(3) 駅周辺市街地の整備	①赤池駅周辺地区の再整備 ②米野木駅周辺地区の整備 ③駅前及び駅周辺のにぎわい創出

施策の主な内容

(1) 計画的な市街地整備・誘導

①市街化区域内の未利用地における土地区画整理事業等の推進

一団のまとまった低・未利用地^{※4}が残されている赤池箕ノ手地区を始めとする地区については、エリアマネジメント^{※5}を意識した土地区画整理事業や地区計画等により市街地化を促進します。それらの地区は、貴重な緑地としての機能を有することからも、その地形や植生等を生かし、計画的に新たな市街地の形成に努めます。

②「北のエントランス」拠点の整備

北新地区には愛知県口論義運動公園^{こうろぎ}があり、長久手町には、愛知高速交通東部丘陵線の長久手古戦場駅、愛知県農業総合試験場もあることから、周辺地域と一体となって人を呼び込む交流拠点地区の形成とともに、現況の自然地形や植生等を生かしつつ日常的な生活利便施設の立地を図るような市街地整備を進めます。

③民間住宅開発の適正誘導

「開発等事業に関する手続条例」等を通して、良好な居住環境の形成をめざした適切な指導を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
赤池箕ノ手土地区画整理事業	区画整理課	補助金による事業促進と技術援助により事業を促進する。
(仮称)東口論義土地区画整理事業	区画整理課	組合設立、市街化編入に向けて、技術、補助金で支援する。
未利用地における土地区画整理事業	区画整理課	区画整理事業が適正かつ、できるだけ早期に完了するよう、組合が行う事務全般への指導、助言及び組合に対する補助金を支出するとともに、住環境マネジメントを意識した市街地整備を促進する。

(2) 既成市街地の魅力の維持・向上**①住宅地の居住環境の維持・向上**

安心して快適に暮らし続けることができる居住空間を維持していくために、現在の低層住宅を主体とした土地利用の維持・保全を進めます。また、人口の空洞化・高齢化が進む地区については、市民や事業者が住民の転入を促進できるような新たな仕組みの検証を進めます。

②地区街づくり計画の策定促進

住み良い街づくりを推進するため、市民等が主体となって一定のまとまりをもった土地の区域において、地区内の土地利用等に関する計画及び基準等を定めた地区街づくり計画の策定を促進します。また、計画づくりを行うための協力や支援を行います。

③狭あい道路の解消【P.116「道路」の再掲】

市道のうち道路幅員が4m未満の狭あい道路の拡幅を地域との連携を図りながら進めます。建築基準法第42条第2項に規定される道路^{*6}について、建築行為に伴う後退用地の確保を地域との連携を図りながら進めます。また、狭あい道路の集中している地区については、小規模区画整理事業や地区計画、地区整備計画等による計画的な都市づくりの方法を検討します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
地区街づくり計画等の策定事業	都市計画課	地区計画、地区街づくり計画等の街づくり手法を市民に周知する。
住宅地空間の維持管理と再整備事業	土木管理課	住宅地において、都市基盤の維持管理や更新を行うことで、快適な住環境を維持する。

(3) 駅周辺市街地の整備

①赤池駅周辺地区の再整備

既存の駅前広場の活用や駅前の交通渋滞を解消するため、駅前ロータリー等の再整備を進めます。また、交通結節点として乗り継ぎの利便性を向上させるため、駐輪場の有料化や拡充を、利用実態調査等を踏まえて検討するとともに、鉄道及びバスの運行時間の相互調整等の連絡強化に向けた事業者等への働きかけ及び関係機関との協議や調整を進めます。

②米野木駅周辺地区の整備

日進米野木駅前特定土地区画整理事業においては、駅前広場の整備が完了しており、この周辺においても土地区画整理事業の進捗に併せながら、歩行空間の整備、交通結節点としての利用促進、パーク・アンド・ライド^{*7}の周知を行います。

③駅前及び駅周辺のにぎわい創出

地権者意識の啓発や民間活力の誘導等によって、商業施設等の立地を誘導し、にぎわいを創出します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
パーク・アンド・ライドの推進事業	都市計画課	市民に周知を行い、利用の増進を図る。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市都市マスタープラン（平成23年度～平成32年度）

◆ 用語の解説

- ※1 地区計画：地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、建築物に関するきめ細やかなルールと、生活道路や小公園等の小規模な公共施設に関する計画を一体的に定める地区レベルの都市計画。
- ※2 地区街づくり計画：「開発等事業に関する手続条例」の設置目的に従い、住み良い街づくりを推進するため、市民等が主体となって一定のまとまりをもった土地の区域において、地区内の土地利用等に関する計画及び基準等を定めたものをいう。
- ※3 交通結節点：鉄道の乗継駅、道路のインターチェンジ、自動車から公共交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設、鉄道からバス等への乗換えが行われる駅前広場のように交通導線が集中的に結節する箇所。
- ※4 低・未利用地：本来、建築物等が建てられ、その土地に相応しい利用がなされるべきと考えられる土地において、そのような利用がなされていない場合をいう。
- ※5 エリアマネジメント：一定の地域における良好な居住環境等の形成・管理を実現していくための地域住民・地権者による様々な自主的な取組。
- ※6 建築基準法第42条第2項に規定される道路：昭和39年時点で現に存在し、行政庁の管理に属する幅員1.8m以上4m未満の道のこと。
- ※7 パーク・アンド・ライド：自宅から自家用車を運転し、最寄りの駅まで行き、その周辺に駐車して鉄道へ乗り継ぎ、都心等へ向かう通勤形態。

第2節：市街地の形成

2. 市役所周辺整備

現状と課題

- ・昭和54年に建設された市庁舎は、急激な人口増加に伴う行政サービス需要に対応するためICT^{※1}化の推進等による事務効率化を進めてきましたが、それにも限界があり、現在の事務スペースが手狭になり、市民へのサービス向上を進めていくことが不十分となってきました。
- ・本市では、各地域において、福祉会館等の市民生活に深く関わる行政サービス施設の整備を進めてきました。しかし、複数の施設で手続きが必要な場合には、施設間の移動の手間と多くの時間を費やす現状にあります。
- ・市役所は、くるりんばすの発着地ともなっていますが、限られた敷地の中でスペースを確保していることから、待合所等を含めて利用者が望む十分なサービスを提供できない状態となっています。
- ・市役所周辺には、中央福祉センターや図書館等の公共施設等が集積していますが、市役所を含めた周辺の施設間の移動空間は、安全確保の面等からも十分に整備されているとは言えません。
- ・今後、この区域を一体的に連携させていくためには、安全に移動できる歩行空間エリアの確保が必要となります。

施策がめざす将来の姿

- 市役所周辺の施設に、多くの人々が目的をもって訪れ、楽しむようになっています。
- 市役所周辺の施設間の空間がにぎわいの場となっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
市役所周辺が市の中心であると感じる市民の割合（％）	6.4	10	25
区域内での年間催事件数（件）	7	15	25

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
2. 市役所周辺整備	(1) 市役所周辺整備の方針検討	①市役所周辺地域整備計画の策定
	(2) 行政サービス施設の機能強化	①行政サービス施設の充実 ②（仮称）にぎわい交流ひろばの整備
	(3) 公共施設間のネットワーク形成	①快適な歩行空間エリアの形成 ②市役所周辺エリアと日進駅を結ぶアクセスの整備

施策の主な内容

(1) 市役所周辺整備の方針検討

①市役所周辺地域整備計画の策定

市役所を中心としたエリアを、利用者の利便性と安全性に配慮し、にぎわい・ふれあい拠点として、広場・道路等を整備するための地域整備計画を策定します。また、くるりんばすの発着点ともなっている市役所の周辺にくるりんばすの待合所等を整備する計画も併せて策定します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
市役所周辺地域整備計画策定事業	企画政策課 都市計画課	にぎわい・ふれあいの拠点とするための具体的な整備計画を策定する。

(2) 行政サービス施設の機能強化

①行政サービス施設の充実

駐輪場の拡大等、市民ニーズにあった施設機能の変更や計画的な維持管理によって、行政サービス施設としての機能の充実を図ります。

②（仮称）にぎわい交流ひろばの整備

フリーマーケットの開催等、市民が交流できるイベントを行えるようなスペースとして、（仮称）にぎわい交流ひろばを整備します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
（仮称）にぎわい交流ひろば整備事業	企画政策課 都市計画課	市役所周辺地域整備計画に基づき、市役所周辺地域内の一部に広場を整備する。

(3) 公共施設間のネットワーク形成**① 快適な歩行空間エリアの形成**

市役所周辺に存在する公共施設を結ぶ空間に歩道等を整備し、各施設間を歩いて移動することを重視した整備を進めます。また、このエリアをバリアフリー化するとともに、交通安全対策を行うことによって、歩行空間の安全性・快適性の向上を図り、公共施設等を結ぶ歩行者ネットワークの形成に努めます。

② 市役所周辺エリアと日進駅を結ぶアクセスの整備

名鉄豊田線日進駅から市役所方面に向かう手段として、地域交通の充実に加え、歩行者や自転車が移動しやすい空間の整備を進めます。案内表示や交通安全対策を行い、市役所周辺エリアの公共施設等と名鉄豊田線日進駅との間の快適な歩行環境の整備を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
市役所周辺歩行空間整備事業	企画政策課 道路建設課	市役所周辺の車道の縮小及び歩道・自転車道の拡張整備や交差点の安全性・快適性の確保、エリア内の系統的サイン整備等を進め、安全・快適な歩行エリアの形成を図る。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市都市マスタープラン（平成23年度～平成32年度）

◆ 用語の解説

※1 ICT：情報通信技術（Information and Communication(s) Technology）の略。

第3節：住環境の整備

1. 住宅

現状と課題

- ・高齢者や障害のある人、子育て家庭、外国籍の人は、民間の賃貸住宅を借りようとしてもトラブルを避けるため等の理由により、家主から入居を拒否されるという事例があります。このため、独力で住宅を確保することが困難な方々が、それぞれの状況に適した住宅に住めるような仕組みが求められています。
- ・阪神・淡路大震災等の地震災害による住宅の倒壊率は、昭和56年の建築基準法の改正以前に建てられた住宅の方がそれ以後に建てられた住宅と比べて高く、住宅の耐震性が十分であれば、住宅の倒壊による死者はより少なかったと言われていています。このため、地震災害による人的被害の軽減のためには、住宅の耐震化が重要な課題となっています。
- ・急速な高齢化の進展により、介護を必要とする高齢者が増えています。一方、障害のある人の地域社会での自立や社会参加に対する支援が強く要請されています。このため、高齢者や障害のある人が住宅内で円滑に移動、生活できるよう、住宅のバリアフリー化が求められています。
- ・ライフスタイルの変化に対応でき、長期にわたって良好な状態で住み続けられるとともに、建替えによる環境負荷の少ない住宅の普及が必要とされています。
- ・現代人の日常生活では、多くのエネルギーが消費されています。地球温暖化防止のために省資源化・省エネルギー化を始め、自然エネルギーの利用等、環境にやさしいライフスタイルの実践が、住宅施策でも求められています。
- ・高齢世帯、子育て世帯、単身世帯等、家族環境やライフスタイルが変化しており、居住ニーズも多様化しています。このようなことから、市民のニーズに沿った住宅や建築に関する情報提供・相談の場づくりが求められています。
- ・住み良いまちづくりを進めるには、市民と行政との関係が行政からの一方通行であってはなりません。近年、都市計画法の改正や「開発等事業に関する手続条例」の制定により、まちづくりへの市民参加の制度も整備されてきています。このため、市民、事業者、行政の協働による地区の実態に合ったまちづくりが求められています。
- ・本市における住宅地の需要は高く、土地区画整理事業以外の民間事業者による宅地開発が行われています。その結果、狭小の宅地や行き止まり道路等が生じています。
- ・本市には東部丘陵等の緑地が多く残っていますが、急速な宅地化による市街地の緑の減少は顕著となりつつあります。また、市民の緑に対する価値観やニーズも変化してきていることから、良好な住環境を維持・創出するため、緑化意識の普及が重要な課題となっています。

施策がめざす将来の姿

- 住宅セーフティネットの推進等により、高齢者や障害のある人等、だれもが安心して住むことができる住環境となっています。
- 住宅の耐震化やバリアフリー化により、だれもが安全で快適に暮らせる住環境となっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
「現在の住居を住みやすい」と考えている市民の割合（％）	74.4	80	85
住宅の耐震化率※（％）	78.4	89.5	-

※「耐震改修促進計画」（平成20年度～平成27年度）に定めた指標。平成32年度の目標値は、平成28年までに策定される見込み。

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 住宅	(1) 住まいの安全・安心の確保	①民間と連携した住宅セーフティネット※ ¹ の構築
		②住宅の耐震化の促進
		③住宅のバリアフリー化の促進
	(2) 優良な住宅供給支援	①長期優良住宅※ ² の普及啓発
		②エコ住宅（省エネ住宅）の供給支援
		③住宅相談機能の充実
	(3) 魅力ある居住環境の創出	①わかりやすい町名・地番への変更
		②住宅地の緑化促進
		③民間住宅開発の適正誘導【P.125「市街地の形成」の再掲】
④地区街づくり計画※ ³ の策定促進【P.125「市街地の形成」の再掲】		

施策の主な内容

(1) 住まいの安全・安心の確保

①民間と連携した住宅セーフティネットの構築

高齢者や障害のある人、子育て家庭、外国籍の人等、独力で住宅を確保することが困難な人が民間賃貸住宅に入居しやすくなるように、居住支援サービスを提供できる社会福祉法人やNPO等の団体と行政との間で協定を締結します。

②住宅の耐震化の促進

昭和56年の建築基準法改正以前に建てられた木造住宅所有者を対象とした無料耐震診断の実施を周知し、診断実施を促進するとともに、診断に基づく補強工事の支援を行います。また、個々のニーズに応じて利用しやすくなるように、現在の補助制度の見直しを実施し、住宅の耐震化を促進します。

③住宅のバリアフリー化の促進

長期優良住宅の建築の推進や、身体に障害のある人や高齢者が自宅で自立した生活を送るために必要な住宅改修の支援を行い、住宅のバリアフリー化を促進します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
住宅困窮者居住支援団体との協定締結事業	建築課 福祉課 児童課 市民協働課	住宅困窮者の賃貸住宅探し、契約手続きの立会い、電話相談等、居住支援サービスを提供する各種団体と協定を締結する。
木造住宅耐震診断事業	建築課	昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組構法及び伝統構法の木造住宅を対象に無料で耐震診断を実施する。
木造住宅耐震改修費補助事業	建築課	耐震診断を受診した住宅で、倒壊する可能性がある又は高いという診断結果となった場合、耐震改修工事を実施するにあたり、一定の要件に基づいて補助金を交付する。
身体障害者住宅改修費助成事業	福祉課	移動のための機能及び視覚に障害のある人が自宅で自立した日常生活を送るために段差解消を始めとした住環境の改善を行う場合、改修工事費等の一部を助成する。
介護保険住宅改修費助成事業	高齢福祉課	要介護・要支援認定者が、自宅で自立した日常生活を営むことができるよう、手すりの取り付け、床段差の解消等、比較的小規模な改修に対して工事費の一部を助成する。

(2) 優良な住宅供給支援

①長期優良住宅の普及啓発

長期優良住宅を建築する効果等の情報を提供し、長期優良住宅の普及促進を行います。

②エコ住宅（省エネ住宅）の供給支援

住宅用の太陽光発電システム、高効率給湯器の設置や雨水利用を促進し、さらに効果的な新エネルギー利用に対する補助を実施する等、環境負荷の少ない家づくりを応援します。

③住宅相談機能の充実

だれもが快適に安心して暮らせる環境をめざし、住宅の建替えやリフォーム等、住まいに関する情報を提供します。また、多様化する市民ニーズに対応するため、民間機関と連携・協力し、相談窓口を充実します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
住宅用太陽光発電システム等設置補助事業 (P. 107 の再掲)	環境課	住宅用太陽光発電システム等を設置する家庭に対し設置費の一部を補助する。
浄化槽雨水貯留施設転用補助事業	下水道課	浄化槽を公共下水道へ切り替える際、雨水貯留施設に転用し、雨水の有効活用を行う人に対して補助する。
建築相談事業	建築課	新築住宅の間取り、住宅のリフォーム、バリアフリー化等、住宅に関する相談を無料で実施する。

(3) 魅力ある居住環境の創出**①わかりやすい町名・地番への変更**

よりわかりやすい住所の表示を実施するため、地元関係者等と協議し、町名の変更や地番の振り直しを進めます。また、土地区画整理事業により宅地基盤の整備を行った地区においては、町名・地番を適切に変更します。

②住宅地の緑化促進

住宅地の居住環境を高めるため、住民主導による緑化に向けた取組や活動を支援します。また、土地区画整理事業の際に地区計画^{*4}や地区街づくり計画を策定し、住宅地や商業地の計画的な緑化を図ります。

③民間住宅開発の適正誘導【P. 125「市街地の形成」の再掲】

「開発等事業に関する手続条例」等を通して、良好な居住環境の形成をめざした適切な指導を行います。

④地区街づくり計画の策定促進【P. 125「市街地の形成」の再掲】

住み良い街づくりを推進するため、市民等が主体となって一定のまとまりをもった土地の区域において、地区内の土地利用等に関する計画及び基準等を定めた地区街づくり計画の策定を促進します。また、計画づくりを行うための協力・支援を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
町名・地番変更事業	企画政策課	わかりやすい新町名設定、新地番設定を行う。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市地域防災計画（平成21年5月改正）
- 日進市耐震改修促進計画（平成20年度～平成27年度）
- 日進市開発等事業に関する手続条例

◆ 用語の解説

- ※1 住宅セーフティネット：子育て世帯や高齢者、障害のある人のように、独力では住宅を確保することが困難な人が、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に適した住宅を確保できるような仕組みをいう。
- ※2 長期優良住宅：長期にわたり良好な状態で使用できるよう、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有する等の措置が講じられた優良な住宅をいう。
- ※3 地区街づくり計画：「開発等事業に関する手続条例」の設置目的に従い、住み良い街づくりを推進するため、市民等が主体となって一定のまとまりをもった土地の区域において、地区内の土地利用等に関する計画及び基準等を定めたものをいう。
- ※4 地区計画：地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、建築物に関するきめ細やかなルールと、生活道路や小公園等の小規模な公共施設に関する計画を一体的に定める地区レベルの都市計画。

第3節：住環境の整備

2. 公園・緑地

現状と課題

- ・公園・緑地は市民のスポーツ・レクリエーションや自然とのふれあいの場、地域コミュニティの形成の場であるとともに、都市防災、生活環境の改善施設として多岐にわたる重要な機能があり、安心して快適な生活に欠かせないものとなっています。
- ・現在、市内の公園・広場・緑地等は全体で約190か所あります。このうち都市公園は、51か所ありますが、市民一人あたりの面積については、県内平均を下回っています。
- ・都市公園の他は、児童遊園、ちびっこ広場、多目的広場といった様々な施設等で不足を補っているものの、地域によってその数や配置に偏りがある等の課題が見られます。
- ・今後は、地域間の偏りを解消するような公園・緑地の適正配置が必要となっています。
- ・地域コミュニティの形成の場、住民の憩いの場、やすらぎの場として、市民に広く愛され利用される公園・緑地となるよう、地域住民による清掃や美化活動を行う公園等愛護会^{*1}の育成を進めます。
- ・市街地における都市的生活を送る上では、生活に密着した緑化の推進が求められています。

施策がめざす将来の姿

- 公園・緑地が適正な配置を考慮され、計画的に整備されています。
- 既存の公園・緑地について、公園等愛護会等の地域コミュニティが協働し適切な維持管理を行っています。
- 市民が緑を身近に感じることができるような直接緑とふれあうことのできる場が多くあり、緑に対する市民の意識が高まっています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
公園等愛護会活動公園数（件）	51	67	82
公園の数や広さに対する満足度（%）	31.6 （平成20年度）	35	40

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
2. 公園・緑地	(1) 公園・緑地等の整備	①計画的な公園・緑地等の整備 ②児童遊園等の再整備 ③市民参加等による特色ある公園づくりの推進 ④水と緑のネットワーク形成
	(2) 公園・緑地の適正な維持管理	①安全管理の徹底 ②市民参加による管理運営の促進 ③公園・緑地の利用促進
	(3) 緑化推進・緑地保全	①緑化意識の向上 ②緑化推進団体の活動支援 ③公共緑化の推進 ④民有地の緑化促進 ⑤緑地や樹木の保全・活用

施策の主な内容

(1) 公園・緑地等の整備

①計画的な公園・緑地等の整備

新たな公園の整備や土地区画整理事業に併せて、計画的に公園・緑地を配置します。

②児童遊園等の再整備

児童遊園、ちびっこ広場は、児童厚生施設としての機能を残しつつ、周辺市民のニーズに合わせた施設の整備を行い、多目的広場については、地域でのイベント等に活用できるように整備し利用促進を図ります。

③市民参加等による特色ある公園づくりの推進

公園の整備について、市民との意見交換の機会を設ける等、市民ニーズや地域の特色を把握し設計に反映します。

④水と緑のネットワーク形成

天白川、岩崎川等について、治水機能を維持しつつ、自然環境に配慮した散策路を整備します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
街区公園整備事業	都市計画課	市民参加の手法で計画し、整備工事を行う。
介護予防遊具整備事業	都市計画課	高齢者を含め多世代の利用促進と健康増進を図るため、街区公園や児童遊園、ちびっこ広場、多目的広場に介護予防遊具、健康遊具を設置する。

(2) 公園・緑地の適正な維持管理

①安全管理の徹底

遊具等について、専門整備士等による点検の実施及び計画的な修繕や改築について定める「公園施設長寿命化計画」を策定し、保全管理を行います。

②市民参加による管理運営の促進

地域に愛され、ふれあいを深める場となるように、公園等愛護会を支援するとともに、周知や活動の育成を行います。

③公園・緑地の利用促進

公園遊具等を設置、更新する際には、地域の意向を調査し、利用実態を取り入れることによって、利用促進を図ります。また、里山等においては、散策路等の自然とふれあえる設備の整備を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
公園施設長寿命化事業	都市計画課	安全性を確保しライフサイクルコスト ^{※2} を縮減する予防保全管理について計画し実施する。
公園等愛護会育成事業	都市計画課	地域ボランティア団体である公園等愛護会への活動補助金交付業務や公園等愛護会発足のための情報提供等を行い、公園等愛護会の育成を進める。
里山保全実践講座開催事業	都市計画課	市民に緑の大切さを理解してもらい、将来的に緑地の管理を市民との協働により進めるため、里山等の緑地において、保全活動に関する市民講座を開催する。

(3) 緑化推進・緑地保全

①緑化意識の向上

緑に関する普及啓発活動として、オープンガーデンや花いっぱい運動等を推進します。また、子どもに自然の豊かさを伝えるため、里山等での自然環境学習の機会を増やします。

②緑化推進団体の活動支援

市民や事業者による緑を守り育てる活動のリーダーを育成するとともに、活動を支援します。地域の人々の交流を深め、地域が誇れる緑を創出するために、公園等愛護会等の緑化推進団体の活動を支援します。

③公共緑化の推進

緑の多い街並みを形成するため、公共施設の緑化推進を計画的に行います。また、植栽の計画的な管理を行います。

④民有地の緑化促進

市民や事業者と協力し、民有地の緑を増やします。また、緑化木を配布する等、市民が地域の緑を増やす活動を推進します。

⑤緑地や樹木の保全・活用

北高上緑地等の樹林地を環境学習やボランティア活動の場として活用します。また、自然とふれあえる緑地の整備を推進します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
緑化推進工事	都市計画課	公共施設に樹木を植栽し、緑化推進を図る。
緑化木配布事業	都市計画課	イベント等の機会において、市民に緑化木を配布し緑化意識の向上を図る。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市緑の基本計画（平成23年度～平成32年度）
- 日進市住区基幹公園計画（平成14年度～）

◆ 用語の解説

- ※1 公園等愛護会：市が設置及び管理する都市公園、児童遊園、ちびっこ広場、その他の広場の除草、清掃等の維持管理業務を自発的に行う団体。
- ※2 ライフサイクルコスト：建築コストだけでなく、維持管理や改修・廃棄に必要なコストも含めた構造物のコスト。

第3節：住環境の整備

3. 景観

現状と課題

- ・本市を東西に流れる天白川を始めとする河川は、景観上の主軸であるとともに、緑の連続性・つながりを確保していく上で貴重な資源といえます。
- ・本市中央部に大きく広がる農地は、本市の景観上の大きな特色の一つであり、保全が求められています。
- ・本市北東部及び御嶽山周辺の森林等を主とする緑は、自然と共生した本市ならではの都市景観を構成する重要な資源であることから、保全が求められています。
- ・今後予定されている土地区画整理事業については、地形や良好な緑地の保全等の方法を検討することが必要です。
- ・古代の窯業遺跡群である猿投窯^{さなげよう}や岩崎城をめぐる歴史、旧街道としての歴史等、本市の持つ歴史的要素をまちづくりの中に活かしていくことが必要です。
- ・良好な街並み景観や本市の特色を生かした緑と調和した景観の形成に向けて、景観法の活用や風致地区等を始めとする制度の活用を検討する必要があります。

施策がめざす将来の姿

- 緑と調和した良好な景観が形成され、だれもが住みたい都市となっています。
- 農業振興・緑地保全・市街地整備と調和した集約的・効率的な土地利用がされています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
街並みや道路景観に対する満足度 (%)	30.6 (平成20年度)	35	40

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
3. 景観	(1) 地区特性を生かした景観形成	①地区計画 ^{※1} や建築協定等の活用促進 ②地区街づくり計画 ^{※2} の策定促進【P. 125「市街地の形成」の再掲】
	(2) 良好な景観を形成するための制度等の確立	①景観法に基づく景観計画の策定 ②景観条例の制定
	(3) 自然と調和した景観の創出	①農地・森林を生かした景観の保全 ②水と緑のネットワーク形成【P. 137「公園・緑地」の再掲】 ③街路樹の計画的な整備 ④公共緑化の推進【P. 137「公園・緑地」の再掲】 ⑤わかりやすく系統的なサイン計画の推進と適正管理
	(4) 景観の阻害要因の防止・排除	①屋外広告物の指導強化 ②景観意識の向上 ③美化活動の促進

施策の主な内容

(1) 地区特性を生かした景観形成

①地区計画や建築協定等の活用促進

市街地の良好な景観を形成するため、地区計画の策定や建築協定等の策定支援を行います。

②地区街づくり計画の策定促進【P. 125「市街地の形成」の再掲】

住み良い街づくりを推進するため、市民等が主体となって一定のまとまりをもった土地の区域において、地区内の土地利用等に関する計画及び基準等を定めた地区街づくり計画の策定を促進します。また、計画づくりを行うための協力や支援を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
地区街づくり計画等の策定事業 (P. 127 の再掲)	都市計画課	地区計画、地区街づくり計画等の街づくり手法を市民に周知する。

(2) 良好な景観を形成するための制度等の確立**①景観法に基づく景観計画の策定**

良好な景観を形成するために必要な目標、方針、基準等を定めます。

②景観条例の制定

良好な景観を形成していくための基本的事項及び景観法の規定に基づく施策を実行するため、必要な事項を定めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
景観計画策定事業	都市計画課	景観法に基づく景観計画を策定する。

(3) 自然と調和した景観の創出**①農地・森林を生かした景観の保全**

農地や森林等の景観は、本市ならではの都市景観を構成する重要な景観資源であるため、秩序ある土地利用への誘導等によって、これらの自然景観の保全を図ります。

②水と緑のネットワーク形成【P. 137「公園・緑地」の再掲】

天白川、岩崎川等について、治水機能を維持しつつ、自然環境に配慮した散策路を整備します。

③街路樹の計画的な整備

良好な生活環境を創出するために、沿道周辺住民と協働し、道路緑化に努めます。

④公共緑化の推進【P. 137「公園・緑地」の再掲】

緑の多い街並みを形成するため、公共施設の緑化推進を計画的に行います。また、植栽の計画的な管理を行います。

⑤わかりやすく系統的なサイン計画の推進と適正管理

経済性、効率性等、時代の変化等に併せた見直しを適時行いながら、市域に設置される案内表示等についてサインマニュアルに基づいたデザインの統一と適正な管理を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
開発行為確認事業	企画政策課 建築課 産業振興課	開発行為を行う事業者に対して、「開発等事業に関する手続条例」の内容を遵守してもらうように指導を行う。

(4) 景観の阻害要因の防止・排除

①屋外広告物の指導強化

無秩序に設置された屋外広告物や落下、倒壊等の恐れのある屋外広告物に対し、「愛知県屋外広告物条例」に従い指導を行います。

②景観意識の向上

里山保全実践講座等の機会を通して、身近な景観に対する市民意識の啓発を図りつつ、その活用方策を検討します。

③美化活動の促進

ボランティア及びNPO等の協力を得て、市民との協働で美化活動への参加を促進する周知活動やイベント開催を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
違反屋外広告物撤去事業	都市計画課	「愛知県屋外広告物条例」に違反している屋外広告物を撤去する。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市都市マスタープラン（平成23年度～平成32年度）
- 日進市開発等事業に関する手続き条例

◆ 用語の解説

- ※1 地区計画：地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、建築物に関するきめ細やかなルールと、生活道路や小公園等の小規模な公共施設に関する計画を一体的に定める地区レベルの都市計画。
- ※2 地区街づくり計画：「開発等事業に関する手続条例」の設置目的に従い、住み良い街づくりを推進するため、市民等が主体となって一定のまとまりをもった土地の区域において、地区内の土地利用等に関する計画及び基準等を定めたものをいう。

第3節：住環境の整備

4. 上・下水道

現状と課題

- ・本市の上水の配水は、本市を含めた5市町で構成する愛知中部水道企業団によって、計画的に行われています。
- ・上水道は、生活していく上で重要なライフラインであるため、災害時においても安定的に給水できる応急給水体制の確立が求められています。
- ・本市の下水道の整備状況は、供用開始面積^{*1}が779.94ha及び下水道普及率^{*2}が61.3%となっています。(平成22年4月1日時点)
- ・本市の下水道普及率は平成20年度における県内平均69.0%に比較して低く、早期の整備を望む声が高まっています。
- ・現在、平成27年度までの事業計画区域を定め、下水道管の埋設工事及び処理区域拡大に伴う南部浄化センターの整備を進めています。また、本市の全体計画として、平成37年度までの計画を定めています。
- ・北部浄化センターは、平成元年の供用開始以来20年以上が経過し、今後は、施設の長寿命化対策を含めた計画的な維持管理を行い、適正な運転管理を進めていく必要があります。
- ・本市の下水道使用料金体系では、経費回収率^{*3}が汚水処理に必要な経費を賄えておらず下水道使用料の適正化を図る必要があります。
- ・私たちは、水の循環の中で暮らしています。社会経済が発展し、生活水準が向上するにつれて、工場等からの排水よりも生活排水からの汚れが目立つようになっていきます。河川等の水質を悪化させる、主な要因である生活排水への更なる対策が必要です。
- ・本市のし尿処理は、収集・運搬業務は民間委託、処理業務は本市と東郷町で構成する日東衛生組合のし尿処理施設で処理を行っています。
- ・し尿処理施設については、老朽化対策を検討する時期に来ているため、施設管理者との連携を密に図るとともに、公共下水道の整備状況を勘案しつつ、処理の円滑化・合理化を進めていく等、一層の充実を図ることが必要です。

施策がめざす将来の姿

- 公共用水域の水質が保全され、公衆衛生が向上しています。
- 下水道財政が安定し、下水道事業が効率的に実施されています。
- きれいな水が、安定的に供給されています。
- し尿処理が適切に行われ、環境衛生が高い水準で維持されています。

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
下水道普及率（%）	61.3 (平成22年度)	66	83

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
4. 上・下水道	(1) 下水道の計画的な整備と適正管理	①総合的な下水道計画の策定 ②計画的な下水道整備の推進 ③下水道施設の適正管理や計画的な修繕 ④下水や汚泥の有効活用
	(2) 下水道財政の安定化	①下水道使用料の適正化 ②収納率の向上 ③下水道整備区域の接続率の向上
	(3) 合併処理浄化槽の普及促進と適正管理	①合併処理浄化槽の普及と切替え促進 ②浄化槽の点検、適正管理 ③家庭での生活排水対策の推進
	(4) 愛知中部水道企業団との連携	①安定的な水供給の支援
	(5) 日東衛生組合との連携	①し尿処理施設の適切な維持管理の継続

施策の主な内容

(1) 下水道の計画的な整備と適正管理

①総合的な下水道計画の策定

下水道整備区域の拡大及び処理場の増設等により、安定的かつ継続的な汚水処理を行うため、下水道全体計画に基づき、適正な下水道計画を策定します。

②計画的な下水道整備の推進

下水道の整備により、市内の環境改善、河川の水質改善を推進し、市民のより良い生活環境をめざすため下水道区域を拡大します。整備区域を拡大するにあたっては、市街化区域から順次進めていき、市街化調整区域においても整備の効率性や住宅密集度を考慮しながら将来の財政負担を勘案し事業を進めます。

③下水道施設の適正管理や計画的な修繕

下水処理場や下水道管等について、経過年数に応じた適正な維持管理を行います。また、耐震化等も考慮し長寿命化対策を含めた計画的な修繕を進めます。

④下水や汚泥の有効活用

下水道の普及拡大に伴って、下水道から生み出される下水汚泥の量は年々増大しています。最終処分場の確保が困難となっており、循環型社会の構築が求められる時代であるため、緑農地利用や建設資材利用等によって、下水汚泥の有効利用を推進します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
南部処理区管渠整備工事	下水道課	南部処理区の処理区域拡大のため面整備を行う。
南部浄化センター整備工事	下水道課	南部処理区の面整備に併せて浄化センターの整備を進める。
北部浄化センター長寿命化事業	下水道課	北部浄化センターの長寿命化計画を策定し、適正な維持管理を行う。
下水道施設長寿命化・耐震化事業	下水道課	下水道施設長寿命化計画に基づき、長寿命化工事を進める。また、下水道地震対策緊急整備計画に基づき、耐震対策を行う。
下水汚泥等資源有効利用事業	下水道課	浄化センターから排出される汚泥等を資源有効利用する。

(2) 下水道財政の安定化**①下水道使用料の適正化**

下水道維持管理費のうち、受益者が負担すべき経費を適正な額とするため、下水道使用料の検証を行い、使用料形態等の見直しを進めます。

②収納率の向上

下水道維持管理費を確保し、公平で応分の負担による良好な下水道事業を行うため、下水道使用料金の収納率の向上を図ります。

③下水道整備区域の接続率の向上

下水道接続による住環境や河川の水質向上について、地域住民の意識向上を促進するため、周知方法や内容等を工夫して積極的な広報活動、啓発活動及び各戸への勧奨活動を行い、接続率の向上を図ります。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
下水道使用料徴収事務	下水道課	下水道使用者に対して使用料の賦課徴収等の事務を行う。
下水道接続あっせん事務	下水道課	下水道供用開始区域内の未接続者に対して下水道への接続あっせん事務を行う。

(3) 合併処理浄化槽の普及促進と適正管理

①合併処理浄化槽の普及と切替え促進

下水道未整備地域等において、生活排水等からの汚濁負荷量を削減するため、広報紙やホームページ等を活用して単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を周知し、合併処理浄化槽の普及促進に努めます。

②浄化槽の点検、適正管理

水環境の保全を図るため、浄化槽の適正な維持管理について啓発活動を進めます。

③家庭での生活排水対策の推進

家庭での生活排水対策に向けた実践活動の普及及び定着化を推進するため、リーフレット、小冊子及び広報紙等を活用した啓発活動を進めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
合併処理浄化槽普及促進事業 (P. 114 の再掲)	環境課	単独浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進する。

(4) 愛知中部水道企業団との連携

①安定的な水供給の支援

災害等で断水になった場合においても安定的な水供給を確保するため、愛知中部水道企業団と協力し、ホームページ等を利用して正確な情報提供を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
緊急時給水体制支援事業	下水道課	災害時の水道施設復旧状況等の周知を行う。

(5) 日東衛生組合との連携

①し尿処理施設の適切な維持管理の継続

日東衛生組合との連携を図り、収集したし尿や浄化槽汚泥等を処理できるように、し尿処理施設の適切な維持管理に努めます。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
し尿収集・処理事業	環境課	し尿及び浄化槽汚泥等の処理の円滑化、合理化及びし尿処理施設の老朽化対策について、日東衛生組合と連携を図る。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市公共下水道事業計画（昭和59年度～平成27年度）
- 日進市公共下水道全体計画（平成21年度～平成37年度）
- 日進市下水道条例

◆ 用語の解説

- ※1 供用開始面積：下水道の使用が可能となり、下水を排除すべき区域として公示された面積をいう。
- ※2 下水道普及率：下水道の供用開始告示済区域内の人口を住民基本台帳（行政区域内人口から外国人登録者の数を除いたもの）の人口で除した数値をいう。
- ※3 経費回収率：1㎡あたりの下水道使用料単価を1㎡あたりの汚水処理にかかる経費で割ったものをいう。

第4節：治水

1. 河川・排水路

現状と課題

- ・平成12年9月の東海豪雨では、本市においても天白川流域周辺で床上・床下浸水や道路冠水等による被害が発生したように、河川・排水路等の氾濫により市民の生命や資産に被害をもたらす可能性が高まってきています。
- ・本市は、天白川や境川の上流域にあり、下流域の住民に対する責任として河川洪水量への負荷の軽減を図っていく必要があります。
- ・開発から年数が経過した住宅地では、道路側溝等排水設備が老朽化し、その更新投資が必要になってきています。
- ・これまでの河川整備は、治水・利水の機能整備が重要視されてきましたが、今後は、親水性に配慮した貴重な水と緑の自然空間として人々に潤いを与え、安全で快適性を兼ね備えることが期待されています。

施策がめざす将来の姿

- 河川・排水路の整備・改修が進み、自然災害に強い、安心して暮らせるまちになっています。
- 安心して水辺を利用できるまちになっています。

3基本計画
基本目標3

現状と目標値

基本成果指標名	現状値	目標値	
	平成21年度	平成27年度	平成32年度
河川・排水路の整備・改修率(%)	61.8	65	72
貯留浸透施設 ^{※1} による対策率(%)	0	12	30
大雨の気象情報を聞いて自宅の浸水を心配する市民の割合(%)	17.0	16	15

施策の体系

《大施策》	《中施策》	《小施策》
1. 河川・排水路	(1) 河川・排水路等の整備・維持管理の充実	①総合治水計画の策定 ②県管理河川の改修・維持管理の促進 ③準用河川等の改修・維持管理の充実 ④老朽施設の計画的な改修
	(2) 雨水洪水調整・流出抑制対策の推進	①調整池等の洪水調整施設の整備 ②貯留浸透施設等の設置促進 ③農地が持つ遊水機能の維持 ④宅地等開発時における雨水流出抑制の指導

施策の主な内容

(1) 河川・排水路等の整備・維持管理の充実

①総合治水計画の策定

自然災害に強いまちづくりを推進するため、治水対策と流域対策を一体的に実施する計画を策定します。

②県管理河川の改修・維持管理の促進

市内を流れる天白川、岩崎川及び繁盛川はんもりの管理者である県に対して、河川改修の早期実施を促すとともに、協力体制の強化に努めます。

③準用河川等の改修・維持管理の充実

浸水被害解消のため、雨水や排水の流末となる河川及び排水路の整備を推進します。

④老朽施設の計画的な改修

市内に多く設置されている側溝や雨水排水施設の老朽度を分類し、計画的な改修を行います。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
河川排水路整備事業	土木管理課	河川・排水路の整備・改修を行う。

(2) 雨水洪水調整・流出抑制対策の推進

①調整池等の洪水調整施設の整備

水害に対して水量を調整する施設として調整池を設置するとともに、遊水池等を利用した洪水調整施設の整備を促進します。

②貯留浸透施設等の設置促進

河川や排水路に流れ込む水量を減らすため、雨水貯留浸透柵や透水性舗装の採用による貯留浸透施設の設置を推進します。

③農地が持つ遊水機能の維持

農地は、洪水調整等の遊水機能も有していることから、河川の氾濫を防ぐためにも秩序ある土地利用への誘導を図ることで、農地の維持・保全に努めます。

④宅地等開発時における雨水流出抑制の指導

雨水流出量の増加を抑制するため、一定基準以上の住宅等の開発を行う場合には、調整池の整備や雨水貯留施設設置等の雨水流出抑制を指導します。

【主要事業】

事業名	事業主体 又は担当課	事業概要
調整池等維持管理事業	土木管理課	治水機能を高めるよう、適正な維持管理を進める。

◆ 関連する計画・条例

- 日進市総合治水計画（平成19年度より策定中）
- 日進市開発等事業に関する手続条例

◆ 用語の解説

※1 貯留浸透施設：雨水を一時的に貯めたり、地下に浸透させたりして、河川への雨水流出量を抑制するための施設。